

政府主導によるイスラーム化の中のシャリーア裁判制度発展

塩崎悠輝

以下、政府主導のイスラーム化の中で、シャリーア裁判制度の発展がどのように位置づけられるか述べたうえで、国民統合の課題とのあいだにどのような矛盾を引き起こしているか述べる。

1982年以来進められてきた政府主導のイスラーム化が、それまで各州の管轄であったイスラーム行政・立法・司法の連邦中央への集権化と制度化であったというのは、ウィリアム・ロフの指摘しているところである。また、公教育や金融行政などにおいて、それまでイスラーム行政が関与していなかった領域においても連邦政府が介入するようになった。この目的のため、特に首相府のもとにマレーシア・イスラーム発展局(JAKIM: *Jabatan Kemajuan Islam Malaysia*)に代表されるイスラーム行政機関や各種委員会が創設され、強化されていった。一方で同時期、州政府や民間レベルにおいては別のベクトルを持つイスラーム化が進行した¹。

マハティール政権が政府主導のイスラーム化を進めたのは、従来の開発政策を組織的に強化する目的でイスラーム行政機関を活用し、UMNOとマレー人社会の密接な関係を構築す

るためであった、という側面がある。同時にアンワルらABIM出身者は(即時イスラーム国家樹立を唱えるPASとは異なり)、マレーシア社会の漸進的イスラーム化によってイスラーム国家を樹立するという彼らの戦略に則って、イスラーム行政を活用してマレーシア社会のイスラーム化を促進する目的で、マハティール政権の政府主導のイスラーム化政策に乗じた²。

Moorthy氏埋葬をめぐる争点化された憲法121(1A)も、この政府主導のイスラーム化が進む中で1988年に制定された。各州の管轄であるシャリーア裁判制度をマハティール政権は連邦中央政府主導のもとに制式化していった。また、ABIM出身者たちは漸進的イスラーム化のため、シャリーア裁判制度とイスラーム関連法制度の拡充、自律性の確立を進めた³。しかし、イスラーム行政・立法・司法の州政府から連邦中央への移行は一部州政府の反対にあい、制度と社会の漸進的イスラーム化は非ムスリム国民の反発を招いている。

今回のケースでは、内閣内部において

¹ Roff, William (1988) "Patterns of Islamization in Malaysia, 1890s-1990s: Exemplars, Institutions, and Vectors". p.221. in *Journal of Islamic Studies*. 9:2. pp.210-228.

² Syeed Vali Reza Nasr (2001) *Islamic Leviathan: Islam and the Making of State Power*. New York: Oxford University Press. p.116.

³ Hamayotsu, Kikue (2003) "Politics of Syariah Reform: The Making of the State Religio-legal Apparatus". pp.62-66. in Virginia Hooker & Norani Othman (eds). *Malaysia: Islam, Society and Politics*. Singapore: ISEAS.

121(1A)改正問題が争点となり、BN内部においてUMNO(特に青年部)と他の非ムスリムで構成される諸政党との間で見解が分かれた。今回のようなケースでもBN内部に亀裂が走りうるというBNのもろさが垣間見られた。

また、BN内部の見解の相違に乗じようとするPASやDAPの動きも見られた。PASは、各州においてイスラームの長であるスルタンとイスラーム行政の権限が弱められていく中で、時に州政府の立場から連邦中央政府主導のイスラーム化に反対していくようになり、イスラーム行政に関してUMNOと対立する問題について、スルタンらの統治者会議に対してイスラーム行政の伝統の維持を請願することが常となった。クランタン州において93年にシャリーア裁判において独自の刑法を導入しようとした問題も、PASのこの傾向と関連している⁴。

ただし、PASにおいても80年代からABIM出身者たちがヘゲモニーを握るようになったこともあり、政府主導のイスラーム化に対する姿勢は単純ではない。今回のケースにおいては政治的判断からイスラームNGOと連合して121(1A)改変に反対し、UMNOに同様の立場をとることを呼びかけた。

反対に、DAPは世俗主義や非ムスリムを代弁する立場から憲法121(1A)の改正を求め、ア

ブドゥッラー首相の121(1A)改正はないとの声明を批判した。

マハティール首相は、政府主導のイスラーム化と国民統合路線の間の矛盾を回避するために、イスラームが基本的人権等の価値と矛盾しないといった主張を繰り返してきた。アブドゥッラー政権におけるイスラーム・ハドハリ(文明的イスラーム)の言説もこれを引き継ぐものである。しかし、元来シャリーアとは民法、商法などにかぎらず刑法などの公法や国際法にいたるまで人間のすべての行為を価値づけるもので、現行法制度との矛盾は覆いがたい。シャリーアの前提とする司法制度も近代的司法制度とは異なるものである。今回のケースで非ムスリムの閣僚が一致してシャリーア裁判制度のあり方を改めるよう求めたことに見られるように、矛盾を取り繕いながらの漸進的なイスラーム化という路線は容易ではない。

⁴ Mohammad Hashim Kamali (2000) *Islamic Law in Malaysia: Issues and Developments*. Kuala Lumpur: Ilmiah Publishers. pp.128-129.